

多言語史料の比較から見る東西交渉史上のスルー —18世紀を中心として—

三 王 昌 代

東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 博士課程

緒 言

現在のフィリピン南部から北ボルネオにまたがるスルー諸島付近には、15世紀後半から20世紀初頭にかけて、「スルー王国」と呼ばれるスルタン制の国家が成立し、スルタンらは近隣の諸地域、中国、スペイン、オランダ、イギリスなどと交渉していた。とくに18世紀後半から19世紀前半にかけて、同地域はナマコ、燕の巣、真珠母貝などの海産物をはじめとする諸物品を求めたり、もたらしたりする多様な人びとをひきつける一大交易拠点であった¹⁾。

筆者はこれまで18世紀におけるスルー王国と清朝とのあいだに交わされた国書について研究を進めてきており、この度はとくにイギリスとの関係に着目した。スルー王国のスルタン・ムイッズッ = ディーン (在位期間は1748年から1763年半ばまでくらい) などとイギリス東インド会社代表のアレグザンダー・ダルリンプル Alexander Dalrymple (1737-1808) とのあいだに、1761年にはじめて暫定的「友好と通商に関する諸条項」が交わされた²⁾。この「諸条項」には現地語版と英語版が存在するのだが、残念なことに、これまで東南アジア各地の現地語のジャウイ文書は、ほとんど解読されておらず、歴史研究や地域研究においてもほとんど利用されてこなかった。ジャウイとは、マレー語やインドネシア諸語、フィリピン諸語などが含まれるアラビア語文字表記の総称を意味する³⁾。近年、ジャウイで記された文書の資料的価値が見直されつつあるが、その解読と研究はようやく始まったばかりである⁴⁾。

当時のスルー王国付近の言語状況は極めて複雑であったと考えられるので、一度に多くの事例を検討することはできない。けれども、ジャウイ文書を用いた研究が少ない現状においては、このような比較研究でも一定の意味はあるだろう。そこで、上述の「諸条項」文書に着目し、India Office Library, *Home Miscellaneous Series*, Volume 629, pp. 456-461 (the original copies)

を用いてジャウイ版と英語版との比較を試みた。本研究を進めるにあたり、ジャウイ文書については現代マレー語に転写したうえで現代日本語訳を付し、英語文書については現代日本語訳を付した。それぞれの文書を丁寧に解読するとともに内容の比較を行い、相互の文書に見られるだろう表現や認識の相違などを明らかにした。双方の内容を比較検討するなかで、この協定を複眼的に解釈する手掛かりが見出せるだろう⁵⁾。

考 察

本「諸条項」の交渉の経緯についてダルリンプルの報告を見ると、

1761年1月、イギリスは、支配権を握っている王子にして、Mahumud Mojodin と呼ばれている Sultan Banteekan とスルーにおいて条約を締結した。その条約は、次の9月に、スルーの貴族階級を代表する長である Dato Bandahara⁶⁾、およびスルーの主だった人びとによって批准された⁷⁾。

とあり、1761年1月、イギリスは、まずスルタンの Mahumud Mojodin と「条約」を結ぶ。「諸条項」文書の英語版では、Mojodin は Sultan Mohmund Mo-i-Todin と記されている。マフル氏の研究によれば、当時のスルタン名はスルタン・ムイッズッ = ディーン Sultan Mu'izz ud-Din なので、Mojodin、Mo-i-Todin いずれもムイッズッ = ディーンの音写である。本来、ムハンマド Muhammad と表記されるところが、英語では Mahumud, Mohmund となっており、ダルリンプルらは正確には聞きとれなかったのであろう。そして同年9月、スルー王国の首長によってこの「条約」は承認されたという。

本ジャウイ文書は、ヒジュラ暦1174年第6月22日すなわち西暦1761年1月29日に、(スルー王国の)

スルタン陛下 (Paduka Seri Sultān) が東インド会社の代表ダルリンプルと取り決めを交わした、という内容で始まる。このようにスルタン陛下に尊称が用いられているので、書き手はスルタンとは別に存在していたと考えられる。英語文書は「友好と通商に関する諸条項」と位置づけられ、1761年1月28日の日付とダルリンプルの署名がある。両者の日付を見ると、英語文書のほうが1日早い。またジャウィ文書と比較すると、英語文書ではスルタンへの尊称は記されず、代わりに「自らおよびその後継者の利益を代表する」という言葉が置かれている。

本「諸条項」に関するスルー王国側の資料が見当たらないため、現段階ではスルー王国にとってイギリスとの取り決めがどのような効力を持っていたのかなどの実態について検討することはできない。しかし、ジャウィ文書と英語文書とを比較するなかで、双方の認識や表現に相違点があることが分かった。

例えば、ダルリンプルの業績の一つに、スルーにおける「商館 (Factory)」の建設が挙げられるのだが、本ジャウィ文書を見る限り、それは交易する場所 (tempatnya berdagang-dagang) を兼ね備えた、織物を置くための場所 (tempat menaruh kain) としての倉庫 (gudang) である。商館にはさまざまな形態のものがあって多様とされるものの、マドラスのような居住地を含めた地区全体が壁で囲まれている商館⁸⁾との違いを明確にするという意味でも、上述のような「倉庫 (gudang)」という表現を大事にしたい。

そのほか表現の違いは随所にあるのだが、紙幅の都合上、2つのみ紹介してみよう。ジャウィ文書には、次のようにある。

Kala Ingelis membeli dagangan apa-apa jenis tiada membayar 'adat kepada Paduka Seri Sultān.

[イギリスはいかなる種類の商品を買う場合においても、スルタン陛下への慣習的な贈り物 (献上品もしくは税?) を納めなくてよい。]

このように、通常、交易のさいにはスルタンにアダット ('adat) と呼ばれるものが納められていたが、イギリス人はそれをする必要がないとされた。'adat はアラビア語の 'ada (「習慣」) に由来する言葉で、「慣習」の意である⁹⁾。このようにジャウィ文書では、マレー語で関税や税を意味する bea や cukai という言葉は使われていない。英語文書第6項には、「税あるいは関税 (Custom or

Duty)」という単語が使われているのだが、関税というよりはむしろ、慣習的に納められている贈り物あるいは献上品のようなものとして捉えていたのであろう。

次に、英語文書第5項には、

5. If the English are inclined to have Plantations, they shall have leave to purchase Ground, and cultivate on it what they please, and be secured in the safe Possession of their Property.

[イギリス人が農園 (もしくは栽培地、農場) を持ちたいと思う場合、彼らは土地を購入し、彼らの好きなものをそこで耕作する許可が得られ、また彼らの財産の安全な保有を保証されるものとする。]

とある。本項はイギリス人が栽培を行うための土地を購入して耕作することができ、その土地財産の占有は保証されるという内容である。しかし、これに該当する文言はジャウィ文書中には全く見られなかった。英語文書のみに基づいた場合、イギリスは「諸条項」によって「農園もしくは栽培地、農場 (Plantations)」を獲得したとも解釈されてしまうのだが、ジャウィ文書に依拠すると、そのようには言えないことが分かる。

結 語

スルー周辺でのイギリス人の土地所有に関し、両者の表現には認識の違いが表れている。また本稿では紙幅の都合上、具体的な事例を挙げることができないが、ジャウィ文書には英語文書には記されていない条件が付されていたり、英語文書版とはニュアンスの違う言葉や表現が使われていたりする点などにも、スルタン側の解釈を垣間見ることができ、興味深い。

謝 辞

本研究を遂行するにあたり、平成22年度(第48回)公益財団法人三島海雲記念財団「学術研究奨励金」を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

注

1) Cesar Adid Majul : Muslims in the Philippines, University of the Philippines Press, 1999 [1973]; James Francis Warren : The Sulu Zone 1768-1848, the Dynamics of External Trade, Slavery, and Ethnicity in the Transformation of a Southeast Asian Maritime State, Singapore University Press, 1981; 鈴木恒之「第三章」『東

南アジア史Ⅱ』(世界各国史6, 池端雪浦編), pp. 166-171, 山川出版社, 1999年.

2) Serafin D. Quiason: English "Country Trade" with the Philippines, 1644-1765, pp. 122-124, University of the Philippines Press, 1966.

3) 川島緑「南部フィリピン・イスラーム地域のジャウィ史料」『歴史と地理(世界史の研究)』, No. 576, p. 49, p. 51, 2004年.

4) 川島緑氏前掲論文のほかにも、『上智アジア学』, 第20号, 2002年に「ジャウィ文書研究の可能性」という特集が組まれており, 参考になる.

5) 本稿は, 「スルー王国スルタンと東インド会社代表ダルリンブルの交わした文書——1761年, ジャウィ文書と英語文書の比較から——」『アジア地域文化研究』, 第7号をもとに作成した.

6) 一般的にダトは首長と訳されることが多い. Dato Bandahara は彼らの代表とみなされていた.

7) Alexander Dalrymple: A Full and Clear Proof, that the Spaniards can have no Claim to Balambangan, Printed for the Author: and Sold by J. Nourse, Bookseller in Ordinary to his Majesty, and P. Elmsly, in the Strand; Brotherton and Sewell, in Cornhill, 1774, p. 32.

8) そこは, 「17世紀後半になると, 町の骨格がはっきりしてくる. 狭い意味での東インド会社商館は, 要塞とその周辺に点在する会社関係の建物からなる. この地域は(中略)ホワイトタウンと呼ばれ, イギリス東インド会社の職員やヨーロッパ系, ユダヤ系, アルメニア系の富裕な私貿易商人が居住し, 地区全体が壁で囲まれていた」という. 羽田正『東インド会社とアジアの海』(興亡の世界史, 第15巻), p. 193, 講談社, 2007年.

9) 加藤剛「アダット」, 大塚和夫等編『岩波イスラーム辞典』, pp. 20-21, 岩波書店, 2002年.